相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市只越町三丁目一番地、最後の住所岩手県釜石市只越町三丁目二番一〇号
被相続人　亡　久保　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
事務所岩手県遠野市東穀町八番一三号　遠野ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大沼　宗範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東根市六田二丁目一二番、最後の住所宮城県仙台市青葉区上愛子字蛇台原四四番地の一レジデンスオリーブT二〇四
被相続人　亡　齊藤　清二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目九番二二号　第2ナカノビル七〇三
相続財産管理人　弁護士　宇都　彰浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市三日町一丁目一番、最後の住所山形県山形市三日町一丁目一番二九―八〇一号　ネオステージ三日町
被相続人　亡　國分　厚志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
山形市旅篭町三丁目三番四二号　山川ビル二階　むかいだ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　向田　敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市籠原南一丁目三〇七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　長谷川角也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階　山下法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山下三佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区成子町一七一番地二、最後の住所千葉県柏市藤心九三二番地の二三
被相続人　亡　菊田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
事務所千葉県松戸市松戸一八四七　日暮ビル四〇三　みぎわ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安武　慎作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市白浜町白浜二五七九番地二、最後の住所千葉県南房総市白浜町白浜二五六四番地
被相続人　亡　早川　武紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
事務所千葉県館山市北条四九〇番地九鈴木ビル二階
相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市白浜町白浜二八九一番地一五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　富樫　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
事務所千葉県館山市北条四九〇番地九鈴木ビル二階
相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市取手一丁目甲一〇〇九番地、最後の住所茨城県取手市東六丁目一六番一三号
被相続人　亡　橋本　晃平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
事務所千葉県松戸市松戸一三三六　東風園ビル六階　誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村田　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋室町二丁目六番地六、最後の住所東京都墨田区横川二丁目一三番二号
被相続人　亡　永田美也子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
事務所東京都千代田区麹町五―三麹町秋山ビルディング九階篠崎綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　篠崎　正巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区柴又七丁目一四番、最後の住所東京都葛飾区柴又七丁目一四番二四号
被相続人　亡　青木　啓一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
事務所東京都新宿区四谷二丁目一一番九号報友ビル三〇三号東京クローバー法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野嶋　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市田島三七番地八、最後の住所神奈川県小田原市田島三七番地の八
被相続人　亡　大木　譲二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
神奈川県中郡二宮町二宮八七九萩原ビル二階　鈴木滋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村上慶一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡南部町南部九〇四九番地一、最後の住所山梨県南巨摩郡南部町南部八三一八番地
被相続人　亡　深沢　良將

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日
山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル三階田中・高橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　謙一

第17期決算公告

平成25年11月5日　東京都港区西新橋二丁目7番4号
CJ Foodville Japan株式会社
代表取締役　元　勳植

貸借対照表の要旨　（平成24年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	161,811	流動負債	465,571
固定資産	436,996	固定負債	32,096
繰延資産	11,326	（退職給与引当金）	(4,121)
		（役員退職給与引当金）	(13,565)
		株主資本	112,467
		資本金	98,600
		資本剰余金	205,000
		資本準備金	35,000
		その他資本剰余金	170,000
		利益剰余金	△191,132
		その他利益剰余金	△191,132
		（うち当期純損失）	(103,002)
資産合計	610,134	負債・純資産合計	610,134